

公明党 代表 山口 那津男 様

浪江町の復興・再生に関する要望書

平成30年3月10日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



浪江町は、平成29年3月31日に帰還困難区域を除いて避難指示解除となったものの、居住人口は平成30年2月末現在で516人です。当町の復興・再生は未だ道半ばであり、帰還した町民、帰還を望む町民、帰りたくても帰れない町民、それぞれの期待に、不断の努力で応えていかなければなりません。

つきましては、当町の直面している重大な課題についてご支援いただきたく、下記のとおり要望いたします。

記

1 継続可能な財政運営

(1) 震災復興特別交付税の継続

原子力災害の直接被災地であることを考慮し、復興・創生期間終了後も継続していただきたい。

(2) 普通交付税の人口特例の継続

普通交付税の算定基礎である平成27年国勢調査人口は「0人」であるが、特例により「18,244人」として算定いただいている。

次の国勢調査（平成32年）で特例がなく、実人口での算定となると、財政的に町の継続に支障を及ぼすため、人口特例を継続していただきたい。（特例がない場合の減収額→22億円程

度の見込み)

(3) 福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金など各種交付金の継続

当町の事業は、ようやく本格化してきたものや、今後ハード整備を検討していくものがある。復興・創生期間の終了年度である平成32年度ですべての事業を完了させることは困難であることから、引き続き、各種交付金を継続していただきたい。

(4) 上下水道公営企業の減収に対する賠償金の継続

上下水道公営企業は、これまで東京電力が営業収益の減収分を賠償してきた。現時点で支払われたものは、平成29年度分までである。万が一、収入減の賠償（年間約3億円）がなくなった場合、赤字に転落し、事業の継続が困難となる。上下水道公営企業が事業継続できるよう、営業収益の減収に対する賠償を継続していただきたい。

2 帰還困難区域の復興・再生

- (1) 「浪江町帰還困難区域復興再生計画」に則り、速やかに帰還困難区域全域の避難指示解除を実現するため、第1ステージである「特定復興再生拠点区域」の早急な整備は不可欠である。よって、一日も早く除染等の措置を含む各種整備事業に着手していた

だきたい。

(2) 当町の策定した、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、必要な予算措置をいただきたい。

(3) 当町の策定した、「浪江町帰還困難区域復興再生計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の趣旨を十分に踏まえた上で、各種事業の実施にあたり、柔軟なご対応をいただきたい。

(4) 当町の拠点区域は、約4割が農地である。区域の復興・再生に、特に重要かつ困難な課題は、農業の再生であることから、予算措置、事業支援など事業の執行に特段のご配慮をいただきたい。

3 買い物環境の改善

生鮮食品を扱う小売店の誘致は、当町の喫緊の課題である。居住者の生活を支えるため、最低限町内で生活が完結できるよう食品から日用品までを取り扱う大規模小売店の誘致についてご支援いただきたい。

以上